

AED設置箇所一覧

※太字の箇所は昨年度から変更となった箇所です

名 称	利用 規制	設置 台数	住 所	電話番号
町内施設関係				
御代田消防署	A	1	大字御代田2382-3	0267(32)0119
御代田町役場	A	2	大字馬瀬口1794-6	0267(32)3111
エコールみよた	A	1	大字馬瀬口1901-1	0267(32)9100
B&G海洋センター	A	1	大字御代田4107-72	0267(32)6114
やまゆり体育館	A	1	大字塩野3025-2	0267(32)6665
ハートピアみよた	A	1	大字御代田1772-1	0267(32)1100
御代田南小学校	A	1	大字御代田4107-41	0267(32)2034
御代田北小学校	A	1	大字馬瀬口1935	0267(32)2069
御代田中学校	A	1	大字御代田2718	0267(32)2117
雪窓保育園	A	1	大字御代田4107-117	0267(32)4166
やまゆり保育園	A	1	大字馬瀬口2091-6	0267(32)2436
たんばぼ保育園	A	1	大字草越1173-12	0267(32)5396
東原児童館	A	1	大字馬瀬口1499-2	0267(32)5769
大林児童館	A	2	大字御代田4107-151	0267(32)0154
平和台公民館	A	1	大字御代田2670-94	—
消防団第7分団詰所	A	1	大字御代田2274-3	—
町内及び近隣事業所				
あさま動物病院	A	1	大字御代田2718-66	0267(32)6454
コープながの 佐久センター	A	1	大字御代田1062-2	—

AEDとは

AED(自動体外式除細動器)は、突然心停止状態に陥った時、心臓に電気ショックを与えて、正常な状態に戻る可能性がある、誰にでも簡単に取り扱える医療機器です。御代田町及び町内事業所、近隣事業所では、上記の施設にAEDを設置しています。

利用規制等

- A

= 緊急時施設外使用可能
- C

= 緊急時施設外使用可能
(4月から10月末日)
- B

= 緊急時施設外使用可能
(4月から11月末日)
- D

= 施設外使用不可能

名 称	利用 規制	設置 台数	住 所	電話番号
町内及び近隣事業所				
信州さがみ典礼 西軽井沢法事センター	A	1	大字馬瀬口1597-40	0267(31)3444
ホテルルートインコート軽井沢	A	1	大字御代田2037-1	0267(32)1011
(株)レーマン 軽井沢工場	A	1	大字御代田4108-8	0267(32)3156
グランドエクシブ軽井沢	A	5	軽井沢町大字追分23-1	0267(46)3331
佐久広域老人ホーム 豊昇園	A	1	大字豊昇1800-8	0267(32)6367
シチズンファインデバイス(株) 御代田事業所	A	3	大字御代田4107-5	0267(32)3232
ミネベアミツミ(株) 軽井沢工場	A	9	大字御代田4106-73	0267(32)2200
シチズンマシナリー(株)	A	2	大字御代田4107-6	0267(32)5900
佐々木歯科医院	A	1	大字御代田3911-7	0267(32)3938
みよたファミリークリニック	A	1	大字御代田4106-123	0267(31)6755
宮下内科循環器科クリニック	A	1	大字馬瀬口1713-4	0267(31)3033
ツルヤ 御代田店	A	1	大字馬瀬口1743-1	0267(32)7811
中山歯科クリニック	A	1	大字馬瀬口1625-132	0267(32)2000
カーリングホールみよた	A	1	大字草越1173-1735	0267(32)0019
ことぶきの家 西軽井沢	A	1	大字御代田4108-1575	0267(31)2133
(有)オリオン精機	A	1	大字御代田3762-1	0267(32)5672
カーブス西軽井沢	A	1	大字御代田2448-1	0267(46)8818
(株)ベジアーツ	A	1	大字馬瀬口94-4	0267(32)2746
THE HIRAMATSU 軽井沢 御代田	A	1	大字塩野375-723	0267(31)5680
こまつ内科・消化器内科クリニック	A	1	大字御代田2333-2	0267(31)5411
よだ整形外科クリニック	A	1	大字御代田2333-1	0267(41)0135
グランディ軽井沢ゴルフクラブ	B	1	大字豊昇1454	0267(32)0001
越生学園 軽井沢研修センター	C	1	大字御代田4108-227	0267(32)3355
大浅間ゴルフクラブ	D	3	大字塩野400-1	0267(32)3131

問い合わせ先：御代田消防署

0267(32)0119

消防署から皆さんへ

火災を予防するために



- ① 家のまわりに燃えやすい物を置かない。
- ② 寝たばこや、たばこの投げ捨てをしない。
- ③ 天ぷら・フライなどを揚げるときは、その場を離れない。
- ④ 風の強いときは、たき火をしない。
- ⑤ 子どもに火遊びをさせない。
- ⑥ 電気器具は正しく使用し、たこ足配線はしない。
- ⑦ ストープの近くに、燃えやすい物を置かない。

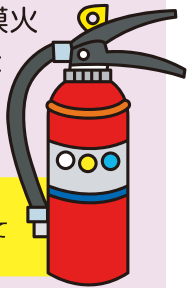
以上の7つのポイントに注意し、尊い命と財産を火災から守りましょう!

全ての飲食店に消火器設置が義務付けられます

平成28年12月22日に糸魚川市で発生した大規模火災を受け、今まで消防法令で消火器設置の義務がなかった延べ面積150㎡未満の飲食店にも令和元年10月1日から消火器の設置が義務付けられています。

対象：火を使用する設備又は器具を設けた飲食店等

※全てのコンロ等に、防火上有効な措置(調理油過熱防止装置等)が講じられている場合は、消火器の設置が必要ありません。



住宅用火災警報器の設置

全ての住宅に「住宅用火災警報器」の設置が義務付けられています。被害の拡大と逃げ遅れによる死者の発生を防ぐために、住宅用火災警報器の設置がお済みでない方は、設置をしましょう!

※悪質販売に注意しましょう。消防署員がお宅を訪問し、販売することはありません。

野外焼却は禁止です!

家庭や職場でごみを燃やす行為は一部例外を除き法律で禁止されています。例外行為の1つとしてたき火(枝葉等の燃焼行為、キャンプファイヤーなど軽微なもの)がありますが、例外とされるのは、周囲に影響を与えない少量かつ煙や二オイが軽微なもののみです。もし、苦情が発生した場合はたき火であっても法律違反と判断される可能性がありますので、枝葉・草は収集ごみ(可燃)に出すことを最優先としてください。たき火を行う場合は自己責任のもと、周囲に十分配慮したうえで行ってください。なお、たき火などを行う場合で火災と見間違えるような煙が発生する場合は、あらかじめ御代田消防署に届け出るようにしてください。

また、違法な焼却を見かけた場合は、役場(町民課環境衛生係32-3114)か警察へ通報をお願いします。

火災になったら

どんなに小さな火災でも、火を出したり火災を発見したりしたときは、大声で家族や近くにいる人に知らせ、協力を求めることが大切です。

次に子ども、お年寄り、体の不自由な人を避難させてから初期消火を始めます。どこが燃えているのかを確かめ、慌てずに消火を行ってください。炎が天井まで燃え広がってしまったら、消火することは困難です。速やかに避難し、119番に通報してください。

また、一旦避難したら、忘れ物などがあっても、絶対に取りに戻らないようにしてください。



問い合わせ先：御代田消防署

0267(32)0119